

さいたま市SDGs企業認証制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）の理念を尊重し、経済・社会・環境の3つの分野を意識した経営を実践する企業等を、市がさいたま市SDGs認証企業（以下「認証企業」という。）として認証し、認証企業の成長及びその取組を支援することにより、市内企業等の持続的な成長及び地域経済の持続可能な発展を図ることを目的とする。

(認証資格)

第2条 さいたま市SDGs企業認証（以下「認証」という。）を受けることができる者は、市内に本社、本店、支店、営業所等の事業所を有し、市内において事業を営む者で、次に掲げるもの（以下「市内企業等」という。）とする。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定する会社
- (2) 個人事業主
- (3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合
- (4) 信用金庫法（昭和26年法律第238号）第2条に規定する信用金庫
- (5) 保険業法（平成7年法律第105号）第2条第5項に規定する相互会社
- (6) 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合
- (7) 有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に規定する有限責任事業組合

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する企業等は、認証を受けることができない。

- (1) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員でなくなってから5年を経過していない者
- (3) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力して

いる企業をいう。)

- (4) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
- (5) 社会運動等標榜ゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当する者
- (7) 第1号から前号までに掲げる者に準ずる者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある行為を行っていると思われる者

（認証基準）

第3条 認証に関する基準（以下「認証基準」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 別表第1に掲げる項目について、全て該当すること。
 - (2) 別表第2に掲げる項目について、50パーセント以上該当すること。
 - (3) 別表第3に掲げる企業理念・目的を1つ、それに資する取組を3つ以上設定し、そのうち1つ以上について別表第3の2に示した項目について全て該当し、その取組について様式第3号の4により3つの観点について説明すること。
- 2 市内に本社又は本店を有しない市内企業等の前項第3号の基準に係る取組は、専ら市内に対してその効果が発揮されるものでなければならない。

（申請手続き）

第4条 認証を受けようとする者（以下「申請企業」という。）は、次の各号に掲げる書類により市長に申請しなければならない。

- (1) さいたま市SDGs企業認証申請書（様式第1号。以下「申請書」という。)
- (2) さいたま市SDGs企業認証に係る誓約書（様式第2号。以下「誓約書」という。)
- (3) さいたま市SDGs企業認証に係るチェックリスト自己診断結果票（様式第3号。以下「チェックリスト」という。)
- (4) 会社案内、パンフレットその他の申請企業の事業内容を紹介するもの

(さいたま市SDGs企業認証審査会による認証審査)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、さいたま市SDGs企業認証審査会条例（令和3年さいたま市条例第12号）に規定するさいたま市SDGs企業認証審査会（以下「審査会」という。）に対し、申請企業の審査を付するものとする。

2 審査会は、申請内容について認証基準により審査し、その結果を遅滞なく市長に答申しなければならない。

(認証の決定)

第6条 市長は、前条第2項の答申を踏まえ、認証の可否を判断するものとする。

2 市長は、前項の場合において認証基準に適合すると判断したときは、認証を決定し、さいたま市SDGs認証企業認証書（様式第4号。以下「認証書」という。）を申請企業に交付するものとする。

3 市長は、第1項の場合において認証基準に適合しないと判断したときは、さいたま市SDGs企業認証の申請に係る結果通知書（様式第5号）により、その旨を申請企業に通知するものとする。

(認証内容の変更等)

第7条 申請書に変更（市長が認める軽微な変更を除く。）が生じた認証企業は、さいたま市SDGs企業認証申請事項変更届（様式第6号）に当該変更内容を記載し、速やかに市長に提出しなければならない。

2 チェックリストに変更（市長が認める軽微な変更を除く。）が生じた認証企業（以下「変更申請企業」という。）は、さいたま市SDGs企業認証内容変更申請書（様式第6号の2。以下「変更申請書」という。）に当該変更内容を記載し、速やかに市長に申請しなければならない。

3 認証企業は、市内企業等でなくなった場合又は第2条第2項各号のいずれかに該当するに至った場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(審査会による変更審査)

第7条の2 市長は、前条第2項の規定による申請を受けた場合は、審査会に対し、変更申請企業の審査を付するものとする。

2 審査会は、申請内容について認証基準により審査し、その結果を遅滞なく市長に

答申しなければならない。

(変更の決定)

第7条の3 市長は、前条第2項の答申を踏まえ、変更の可否を決定し、さいたま市SDGs企業認証内容変更申請に係る結果通知書(様式第6号の3)により、変更申請企業に通知するものとする。

(認証後の活動報告)

第8条 認証企業は、認証を受けた日以後の最初の4月1日以降、前年度に行ったSDGsの取組等について、別に定める方式によって年度ごとに市長が別に定める期間内において、市長に提出しなければならない。

(認証期間)

第9条 認証の有効期間は、認証を受けた日から4年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。

(認証の更新)

第10条 前条の規定により認証の有効期間が満了する場合において、継続して認証を受けようとする認証企業(以下「更新申請企業」という。)は、当該認証の有効期間が満了する年度において市長が別に定める期間内に、次に掲げる書類により市長に認証の更新の申請を行わなければならない。

(1) さいたま市SDGs企業認証更新申請書(様式第7号)

(2) 誓約書

(3) チェックリスト

(審査会による更新審査)

第11条 市長は、前条の規定による更新の申請を受けた場合は、審査会に対し、更新申請企業の審査を付するものとする。

2 審査会は、申請内容について認証基準により審査し、その結果を遅滞なく市長に答申しなければならない。

(更新の決定)

第12条 市長は、前条第2項の答申を踏まえ、更新の可否を判断するものとする。

2 市長は、前項の場合において認証基準に適合すると判断したときは、更新を決定し、認証書を更新申請企業に交付するものとする。

3 市長は、第1項の場合において認証基準に適合しないと判断したときは、さいたま市SDGs企業認証の更新に係る結果通知書（様式第8号）により、その旨を更新申請企業に通知するものとする。

（更新の場合の認証期間）

第13条 認証の更新を受けた場合の認証の有効期間は、更新を決定した日から4年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。

（申請企業、変更申請企業及び更新申請企業に対する調査等）

第14条 市長は、第4条、第7条第2項又は第10条の規定による申請があったときは、第4条各号、第7条第2項又は第10条各号に掲げる書類に記載された事項に関して、現地調査を実施し、及び必要に応じて資料の提出を求めることができる。

2 市長は、申請企業、変更申請企業又は更新申請企業に対し、前項の規定による現地調査及び同項の規定により提出された資料の内容に関する説明又は意見を聴くことができる。

3 市長は、申請企業、変更申請企業又は更新申請企業に対し、必要に応じて第4条各号、第7条第2項又は第10条各号に掲げる書類に記載された事項の修正又は追加を求めることができる。

（認証の取下げ）

第15条 認証企業は、認証の取下げをしようとするときは、さいたま市SDGs企業認証取下願（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（認証の取消し）

第16条 市長は、認証企業が次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができる。

(1) 第2条に規定する認証資格を満たさなくなったとき。

(2) 第8条の報告において、別に定める認証基準の要件を満たさなくなったとき。

(3) 第8条の期間までに報告しなかったとき。

(4) 虚偽の申請により認証を受けたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適格と判断したとき。

2 市長は、認証企業が前項第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、認証を取り消す前に、認証企業に対して、必要に応じて当該事項を改善するための猶予期

間を定めることができる。

(認証企業に対する支援)

第17条 市長は、認証企業に対し、毎年度の予算の範囲内で次に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 市報又は市ホームページへの掲載、市による印刷物の作成及び配布、認証企業作成チラシの配架、SDGsの取組事例集の作成等による認証企業のPR
- (2) さいたま市SDGs企業コミュニティの開催
- (3) 専門家派遣等による課題解決支援及びさいたま市SDGs企業支援資金融資による金融支援
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める支援

(PRの実施基準)

第18条 前条第1号に掲げる認証企業のPRは、認証企業が主催又は共催するSDGs関連イベント又はその他の認証企業が実施するSDGsに関連する取組について行うことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、PRを実施しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治的目的又は宗教的目的を有する内容が含まれているもの
- (5) 特定の個人、企業、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるもの
- (6) 良好な景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) 認証企業のSDGsの取組において参加者から参加料等を徴収する場合、当該参加料等の金額が、参加者に過重な負担を求めるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が認証企業のPRを実施することにおいて不相当であると判断するもの

(PRに係る手続き)

第19条 PRを受けようとする認証企業は、さいたま市SDGs認証企業PR実施

申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承諾を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、前条に規定する基準により承諾の可否を決定し、さいたま市SDGs認証企業PR実施決定通知書（様式第11号）により、認証企業に通知するものとする。

3 市長は、認証企業のPRを実施したときは、当該認証企業に連絡及び報告をするものとする。

（PRの内容変更等）

第20条 認証企業は、前条の規定により申請した内容の変更又は取り下げをする場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

（PRの取消し）

第21条 PRを実施する認証企業のSDGsの取組が、第18条各号のいずれかに該当するものであると判明した場合は、PRの実施を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定によりPRの実施を取り消したときは、さいたま市SDGs認証企業PR実施取消通知書（様式第12号）により認証企業に通知するものとする。

（損害賠償）

第22条 この要綱による認証及び認証企業に対する支援は、認証企業の事業等について市が第三者に対して推奨、協賛等を行うものではなく、市は、損害賠償その他法律上の責任を一切負わない。

2 認証企業の事業活動等により、第三者に対する市の損害賠償債務が生じた場合には、当該認証企業は、当該損害賠償債務を引き受けるものとする。

3 この要綱による認証及び認証企業に対する支援を実施し、又は取り消したことにより認証企業に生じた損害に対し、市は、損害賠償その他法律上の責任を一切負わない。

（その他）

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、令和3年さいたま市告示第583号による廃止前のさいたま市CSRチャレンジ企業認証制度要綱（平成24年さいたま市告示第1157号）の規定によりさいたま市CSRチャレンジ企業の認証を受けている者は、令和3年4月1日において認証を受けたものとみなす。この場合において、第8条中「認証を受けた日以後の最初の4月1日以降」とあるのは、「令和4年4月1日以降」と読み替えるものとする。
- 3 前項の規定による認証は、令和4年3月31日までに、改めて第4条から第6条までの規定により認証の決定を得なければ、同日限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、令和3年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月7日から施行する。